

第458回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開催日時		令和7年8月1日 金曜日 13時30分～14時15分				
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室				
出席委員	公益代表委員	奥井 めぐみ	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	酒井 努	西田 翔	南 芳雄	山田 とき美
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博	
	欠席委員	使用者代表委員 真田 昌則				
	事務局	八木労働局長	細貝労働基準部長			
		河野賃金室長	石間賃金室長補佐	南出給付調査官	春名賃金調査員	
議題	1.開会					
	2.議題 (1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について (2) 最低賃金に関する実態調査結果について ①賃金改定状況調査結果 ②最低賃金に関する基礎調査結果 ③専門部会委員の選出について ④最低賃金審議会令第6条5項の適用について (3) その他 ①資料説明 ②特定（産業別）最低賃金の改正申出について ③その他 3.閉会					
議事内容	•別紙のとおり					

令和7年度 第458回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和7年8月1日（金）

13時30分～14時15分

金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室

【木村会長】 それでは定刻となりましたので、第458回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。審議会の成立状況について報告お願いします。

【事務局】 補佐 本日は使用者代表の眞田委員から欠席とのご連絡をいただいております。現在15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、委員の3分の2以上、または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者は3名です。

【木村会長】 それでは議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は、私木村が行います。労働者側は南委員お願いいたします。使用者側は橋本委員お願いいたします。

それでは議事に入ります。議題（1）中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛に答申される令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 本日お配りさせていただきました別冊2の表紙をご覧いただけますか。中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会は、本日も含めて計6回開催されております。資料につきましては昨日までの分の、5回分の資料を添付させていただきました。今年の目安額についての審議はまだ継続中であるため本日予定しておりました目安の伝達につきましては、このような状況でございますので、伝達することができません。目安については分かり次第、石川県最低賃金専門部会で伝達させていただくことにしたいと思います。

なお、専門部会委員も含め本審委員の皆様には週明け以降速やかにメール等でお知らせさせていただきます。

【木村会長】 事務局よりまだ目安小委員会での議論が継続中であること、目安は分かり次第、石川県最低賃金専門部会で伝達する旨の説明がありました。労使各委員共了知いただきたいと思います。

事務局は目安が示され次第、石川県最低賃金専門部会で伝達をお願いします。専門部会では中央最低賃金審議会目安に関する小委員会からの報告内容を参考にして、今年度の改正金額と発効日について審議していくことといたします。

【事務局】 補佐 最低賃金を改正決定する場合の発効日について、ご説明をさせていただきたいと思います。

最低賃金法第14条におきまして、最低賃金審議会等で決定した事項の官報公示日から起算して30日を経過した日、または当該30日を経過した日以降の日であって、別に定める日がある時はその日から効力を生ずる、いわゆる指定日発効について規定がされております。ご審議には改正金額及び発効日をいつにするのかという視点も含めてお願いをしたいと思っております。

【木村会長】 次に議題の（2）の①賃金改定状況調査結果、及び②最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 それでは説明させていただきます。資料は、別冊1をご覧ください。表紙は最低賃金に関する基礎調査報告書、令和7年6月実施とあるものでございます。こちらについてご説明をさせていただきますが、その前に前後して申し訳ないのですが、今は基礎調査というものの資料をご説明しましたけれども、ほぼ同じ時期に厚生労働省の方で最低賃金の改定状況調査というものを合わせて実施をさせていただいております。先にこちらの方のご説明をさせていただきたいと思います。別冊2の目安に関する小委員会配布資料のうち、第2回目の1ページ「令和7年賃金改定状況調査結果」こちらの説明をさせていただきたいと思います。当該調査は、今年度の中央最低賃金審議会の審議に資するため、厚生労働省が本年5月から6月にかけて実施したもので、対象は今年6月の賃金となっております。調査対象事業所、調査事項等につきましては、資料の1ページ目、調査の概要をご確認ください。令和7年における賃金の引上げ状況につきましては、この資料の6ページからになります、第4表①または②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」をご覧ください。石川県の目安ランクはBですから、表の左上にございますとおり、Bランクの賃金上昇率は、昨年2.4%に対して、令和7年では2.9%となっております。次に1枚めくっていただきまして、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍

していた労働者のみを対象とした第4表③こちらをご覧いただきますと、同じくBランクのところですと賃金上昇率は昨年2.9%に対して、令和7年では3.4%となっておりますことをご説明申し上げます。

次に、資料の別冊1最低賃金に関する基礎調査報告書についてですが、この調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,955件をランダムに抽出し、本年5月中旬から7月上旬にかけて調査を実施しました。回収率は42.8%、838件でした。この調査結果のうち、地域別最低賃金に関するものをまとめたのが、次ページ以降の総括表となります。総括表の見方について、簡単にご説明申し上げます。総括表はA3サイズの5枚で1組となっており、1組目は地域別最低賃金適用産業の合計、2組目からは産業別のものとなっています。総括表の左端に「時間当たり所定内賃金（3手当を除く）」とございますが、これは実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給1時間当たりの金額でございまして、同金額以下の労働者数と構成比が右欄に記されてございます。併せて、規模別や県内に4か所ある労働基準監督署の管轄地域別、年齢別の内訳も記されております。この総括表を基に31ページには「最低賃金を引き上げた場合の引上額、引上げ率と影響率の関係表」を作成しております。最低賃金の改正に際して、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが当該関係表に記載されている影響率となります。32ページにございますが、現行の石川県の時間額は984円でございますけれど、仮に、昨年と同様の51円を引き上げた場合1,035円となります。この1,035円となった場合の影響率は、25.22%となります。参考までに、昨年の933円から984円へ51円引上げの影響率は、18.55%でした。そして、34ページからは、該当する労働者の分布グラフとなります。

【木村会長】 ただいまの賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する実態調査結果の説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

【奥井委員】 今ご説明いただいた34ページの労働者数の分布の数で確認なんですが、この急に分布のパーセンテージが高くなっているところは切りのいい数字と考えればよろしいでしょうか。1,000とか。

【事務局】 補佐 事務局から答えさせていただきます。この分布グラフの一つの見方をご説明しま

すと、現行の 984 円のところに少し、ちょっと高くなつたところがあります。これはいわゆる最低賃金で働いている人たちということですね。でそこから右にずれてくと最低賃金近傍で働く人たちということになります。

大きくストーンと出ていますところとちょこっと出ているのが見えますけども、これは位置的に考えると、ちょうど 990 円のポジションとか、1,000 円のポジションとか、そういう切りのいいところ、給料の計算のしやすいところにやはり労働者が集まってるんだということになります。グラフの高いところが左側に寄つてると、最低賃金近傍で働くその分布が多いということになるし、そうしますとその分布の多いところを超える金額に改正があった場合には影響率も大きくなるという分布グラフの見方になるということでございます。

【木村会長】 何かご質問等ございますでしょうか。

そうしましたら、次に議題（3）その他①資料説明に移りたいと思います。事務局は資料の説明をお願いします。

【事務局】 室長 全体版で、1ページから18ページまでとなっています。1ページから8ページまでは、後ほど説明させていただきます。

9ページ以降は、月例経済報告を付けさせていただいております。ここにも書いてあるように、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とあります。

先ほど説明しました別冊 1 というのが「最低賃金に関する基礎調査報告書」資料になります。別冊2を見てください。これも冒頭、私が簡単に説明させていただきましたが、今の中最低賃金審議会において配付されている資料になります。第1回から第5回までの資料を付けております。本日6回目も開催されておりまして、その際に次第と経済指標の一項目について最新版に更新されているものが付けられているというのを確認はしましたけれど今回は6回目の分は間に合わなかつたので5回目までの分をつけさせていただいております。別冊 2 を中心にこの後説明させていただきます。

別冊3をご覧ください。別冊 3 は各種要請書になります。まず、一つ目は県労連から最低賃金審議会長及び労働局長あてに提出いただいた、中小企業の支援と石川県の最賃額引き上げを求める要請書と題した署名の様式を付けさせていただいてます。連合石川から労働局長あてに提出いただいた、令和 7 年度石川地方最低賃金に関する要請書と題した書面の写しになります。適宜ご参照いただければと思います。

それでは、別冊2に戻ってください。別冊2の主要箇所について説明させていただきます。まずは1回目の主要統計資料をご覧ください。12ページは春季賃上げ妥結状況になります。こちらは連合・経団連・日商の集計結果を記載しております。

まず、左上の表ですが、連合の平均賃金方式加重平均の規模計において、今年の第7回最終集計では5.35%となっています。注2のとおり、この数値は賃上げ分が明確に分かる組合を集計したものとなります。前回の審議会に付けさせていただいた、連合石川の数値は5.04%となっております。次に、右側の経団連の今年度第1回の集計ですが、右上は大手企業で5.38%、その下は中小企業で4.35%となっております。

また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査の集計結果では、正社員の賃上げは全体で4.03%、従業員数20人以下の企業では3.54%となっております。パート・アルバイト等の賃上げは、全体で4.21%、従業員数20人以下の企業では3.30%となっております。なお、対象は前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員となっています。前回の資料で添付させていただいた石川県経協の集計結果では、アップ率は4.08%となっています。

続いて15ページをご覧ください。こちらは消費者物価指数の対前年上昇率の推移となっております。石川県は先ほどの説明の中でもありましたようにBランクになります。2025年5月はプラス3.8%、これの最新版が第2回小委員会の配付資料にありますが、6月についてはプラス3.5%となっています。

続いて26ページをご覧ください。法人企業統計による企業収益の年度データです。直近で出るのは、2023年度までですが、表の上半分の経常利益をご覧いただくと、資本金規模1,000万円以上の企業は、2023年度は前年度比プラス11.3%となっている一方、1,000万円未満の企業は、前年度比でプラス28.8%となっています。表の下半分の売上高経常利益率をご覧頂くと、資本金規模1,000万円以上では2023年度は6.9%、1,000万円未満では3.3%となっています。

続いて27ページは、法人企業統計による企業収益の四半期データでございます。この資料における規模計は年度データとは異なり、資本金規模1,000万円以上の企業のみで算出されています。表の下半分、売上高経常利益率は、2024年は、資本金規模1,000万円以上で概ね6から10%程度で推移しており、2025年1から3月期は7.0%となっています。

続いて都道府県統計資料編になります。37ページについて説明させていただきます。パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額となります。Bランクの中ほどに石川県の欄があります。令和6年平均は1,124円となっており、直近

の令和7年5月については1,166円になっております。次のページをご覧ください。先ほどの求人票の募集金額の下限額の平均値になります。令和6年平均の結果は1,069円となっております。参考までに、令和5年の平均は1,023円でした。先ほど説明できなかったんですが、令和5年度の平均値は1,074円、令和6年は1,124円となっております。

続いて、資料No.4の「足下の経済状況等に関する補足資料」について説明します。17ページご覧ください。17ページ以降が消費者物価の動向になります。18ページは、消費者物価指数の指標です。中央最低賃金審議会の主要統計資料では、最下段の「持家の帰属家賃を除く総合」を利用しています。19ページ以降が消費者物価指数の推移です。最新版が「第2回目安小委員会の配付資料」に添付されているので、そちらを基にご説明させていただきます。参考資料ナンバー2の更新部分のみ抜粋をご覧ください。19ページ以降消費者物価指数の推移となっております。直近6月の対前年同月比をみると、「持家の帰属家賃を除く総合」はプラス3.8%となっています。続いて20ページは、「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別の寄与度です。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、2025年6月にプラス3.8%となっていますが、主な項目別の寄与度をみると、グレーの生鮮食品を除く食料の寄与度がプラス2.3%となっております。

21ページは、「基礎的・選択的支出項目別指数の推移」です。直近6月の数値を見ますと、必需品的な支出項目である「基礎的支出項目」は対前年同月比プラス4.6%である一方で、選択的支出項目はプラス2.5%となっています。

22ページは、「購入頻度階級別指数の推移」です。直近6月の数値を見ると、購入頻度が「1ヶ月に1回程度以上」の品目ではプラス4.2%、「1ヶ月に1回程度未満」の品目ではプラス3.6%となっています。

23ページは、「消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移」です。電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数の「総合」に対する押し下げ効果を示しています。

24ページは、「2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移」です。2024年10月から2025年6月までのBランクの平均は3.9%となっています。

25ページは、昨年度の中央審議会で新たに提出された、消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率の推移です。購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15回以上の品目であり、2024年10月から2025年6月までの平均は4.2%となっています。

最後に、資料を少し戻しまして、第2回の「参考資料No.1」委員からの追加要望資料をご覧ください。2ページに、食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率の推

移を整理したものです。直近では持家の帰属家賃を除く総合を上回って推移していると記されています。

これらの資料は、今後の審議の参考にしていただければと思います。

【木村会長】 それでは続きまして、議題（3）②の特定産業別最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 特定最低賃金の改正申出の締切りは7月末日までとなっていますが、お手元の資料3ページ以降のとおり、紡績、一般機械、自動車、電気機械、百貨店の5件の特定最低賃金について、それぞれ改正決定の申出書をご提出いただいております。

今後、申出要件を満たしているかなど事務局で審査させていただきます。その結果を8月26日または8月28日開催予定の本審で報告することとしております。

【木村会長】 これで本日予定していた議題の審議は終わりましたが、他に何かございますか。なければ、事務局から、その他連絡事項があればお願いします。

【事務局】 補佐 石川県最低賃金専門部会の委員につきまして、公益委員については、局長が任命を行い、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合及び関係使用者団体からご推薦された候補者から局長が任命したところです。各委員については、資料1ページの専門部会委員名簿のとおりとなりましたのでご報告いたします。

次回の本審議会は、8月12日火曜日午後3時から、この会場での開催を予定しておりますが、石川県最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により開催されませんので、その際は、あらためて各委員の皆様方へメール等でご連絡させていただきます。

【木村会長】 次回の本審議は公開としますが、公労使の三者が集まり協議する場面のみの部分公開とし、その時間帯以外は非公開としたいと思います。

以上をもって、本日は終了とします。